

【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

問題1 (行政法総論)

平成31年度の地方税法の一部改正により、ふるさと納税として個人の道府県民税及び市町村民税に係る特例控除の対象となる寄附金は、地方団体による同法37条の2第1項1号所定の寄附金(以下「第1号寄附金」という。)の募集の適正な実施に係るものとして、総務大臣が定める基準(以下「募集適正基準」という。)に適合する地方団体として総務大臣が指定するものに対するもの(同法37条の2第2項。以下「本件指定制度」という。)に限られるという制度が導入された(以下「本件改正規定」という。)

総務大臣は、この募集適正基準を実施するための告示を発し、同告示2条3号は、本件改正規定の施行前において、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第1号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第1号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第1号寄附金を受領した地方団体でないこと、という要件を定めた。なお、本件改正規定の施行前においては、返礼品の提供について特に定める法令上の規制は存在せず、総務大臣により地方自治法245条の4第1項の技術的な助言である通知が発せられていたにとどまっていた。

X市は、総務大臣に対し、上記指定を申請したところ、本件告示2条3号に該当しないこと等を理由として、当該指定をしない旨の決定を受けた。これに対し、X市は、国地方係争処理委員会による審査の経過後、本件不指定は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、総務大臣を被告として、本件不指定の取消しを求めて提訴した。

<資料>

地方自治法(抄)

(関与の意義)

第245条 ……「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関……又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為……をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

- イ 助言又は勧告
- ロ 資料の提出の要求
- ハ 是正の要求（……）

（以下、略）

（関与の法定主義）

第 245 条の 2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第 245 条の 4 各大臣……又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

（以下、略）

（助言の方式等）

第 247 条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、助言、勧告その他これらに類する行為……を書面によらないで行った場合において、当該普通地方公共団体から当該助言等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

2 （略）

3 国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

地方税法（抄）

（寄附金税額控除）

第 37 条の 2 都道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額……が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四……に相当する金額……を当該納税義務者の第 35 条〔所得割の税率〕及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。（以下、略）

一 都道府県、市町村又は特別区……に対する寄附金（……）

二～四 （略）

2 前項の特別控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金

の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（……）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するものであること。（以下、略）

【設問 1】 告示は、国家行政組織法上、どのように定義されているか。それは、原則的に、国民一般に対してはどのような効力を有するものか。判例は、告示として発される学習指導要領にどのような効力があると判断しているか。

【設問 2】 本事例において、総務大臣が募集適正基準として発した告示 2 条 3 号は、法律の委任を受けた適法なものといえることができるか。

問題 2（行政救済法）

行政事件訴訟法 8 条 1 項と宗教法人法 87 条の関係について述べなさい。

<資料>

宗教法人法(抄)

第 80 条の 2 第 14 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 39 条第 1 項若しくは第 46 条第 1 項の規定による認証に関する決定、第 79 条第 1 項の規定による事業の停止の命令又は前条第 1 項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。

2（略）

第 87 条 第 80 条の 2 第 1 項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

※解答用紙の記入に際しては、問題 1、問題 2 と見出しをつけて記入しなさい。